

令和7年度第1回愛知県都市計画審議会

令和7年7月9日（水）午前10時00分

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

【事務局：都市計画課】

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、傍聴される方へのお願いです。

携帯電話は電源を切っていただくかマナーモードにいただき、静粛に傍聴してくださいようお願いいたします。

録画・録音等は禁止となっております。

その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はお控えいただき、円滑な議事進行に御協力くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、当審議会の会長を務めていただいております秀島会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

会長の秀島でございます。一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和7年度第1回愛知県都市計画審議会の開催に当たりまして、皆様、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、それぞれの御専門の見地から活発に御発言いただきますとともに、円滑な議事の進行に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、挨拶とさせていただきます。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

初めに、本日の会議で使用する資料について御説明いたします。

資料は、ペーパーレス化により、全てタブレット端末にございます。別途、紙資料も用意しておりますので、必要の場合は職員にお声がけください。

次に、マイク的使用方法について御説明します。

御発言の際には、マイク右下のボタンを押してから御発言ください。ランプが点灯しマイクのスイッチが入ります。御発言が終わりましたら、再びボタンを押してスイッチを切って

いただくようお願いいたします。音声聞き取りにくい場合がございますので、できるだけマイクに近づいて御発言くださるようお願いいたします。

不具合や御不明な点がございましたら、職員にお声がけください。

次に、委員に異動がございましたので、御紹介申し上げます。

タブレットの画面が黒くなっている方は、右上のボタンもしくは下のボタンを1回押しで起動させてください。さらにもう一度ボタンを押していただき、資料の一覧を表示させてください。

画面の左上、「00 次第等」と書かれた資料をタップしてください。画面を右から左に送り2ページ目を開くと、愛知県都市計画審議会委員名簿が表示されますので、御覧ください。

それでは、新たな委員を御紹介申し上げます。

まず、関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました、中部地方整備局長の森本輝委員でございます。本日は所用により、代理として濱田禎企画部部長に出席いただいております。

【委員(代理出席)：中部地方整備局企画部部長 濱田禎】

森本の代理で来ております。よろしくお願いいたします。

【事務局：都市計画課】

次に、市町村の長を代表して委員をお願いいたしました、豊川市長の竹本幸夫委員でございますが、本日は所用により御欠席でございます。

次に、県議会の議員として委員をお願いいたしました皆様を御紹介します。

石塚吾歩路委員でございます。

【委員：愛知県議会議員 石塚吾歩路】

よろしくお願いいたします。

【事務局：都市計画課】

山下智也委員でございますが、本日は所用により御欠席でございます。

丹羽洋章委員でございます。

【委員：愛知県議会議員 丹羽洋章】

おはようございます。よろしくお願いいたします。

【事務局：都市計画課】

増田成美委員でございます。

【委員：愛知県議会議員 増田成美】

よろしくお願いいたします。

【事務局：都市計画課】

谷口知美委員でございます。

【委員：愛知県議会議員 谷口知美】

よろしくお願いいたします。

【事務局：都市計画課】

松本まもる委員でございます。

【委員：愛知県議会議員 松本まもる】

おはようございます。よろしくお願いいたします。

【事務局：都市計画課】

そして、市町村の議会議長として委員をお願いいたしました、大治町議会議長の若山照洋委員でございます。

【委員：大治町議会議長 若山照洋】

よろしくお願いします。

【事務局：都市計画課】

御紹介は以上でございます。

次に、本年度の幹事の紹介でございます。

タブレットの3ページ目に愛知県都市計画審議会幹事名簿がございますので、紹介はこの名簿をもって代えさせていただきます。

なお、本日は2分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、審議会は成立しております。

それでは、議事に進みます。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により会長が務めることとなっております。秀島会長、よろしくお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明のとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第9条第1項の規定に基づき、議事録署名者として、宇都宮みのり委員、丹羽洋章委員を指名いたします。

また、先ほど事務局から御紹介のありました委員のうち、次の方々を愛知県都市計画審議

会条例第6条第2項の規定に基づきまして当審議会常務委員会委員に指名いたします。

関係行政機関の職員として委員をお願いしました森本輝委員、市町村の長を代表して委員をお願いしました竹本幸夫委員、県議会の議員として委員をお願いしました委員のうち、山下智也委員、丹羽洋章委員、谷口知美委員、市町村の議会議長を代表して委員をお願いいたしました若山照洋委員、以上の方々を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、第1号議案「知多都市計画道路の変更について」から第4号議案「名古屋三河道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置について」までの4議案でございます。

それでは、第1号議案「知多都市計画道路の変更について」を上程いたします。

当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

都市計画課の伊藤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案「知多都市計画道路の変更について」御説明いたします。

お手元のタブレットで、「01 第1号議案」をタップしてお開きください。議案書は1ページから4ページ、議案概要説明書は5ページから6ページ、図面は7ページから8ページでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、7ページ、右下に「図面番号1」と記載してあります総括図を御覧ください。

この総括図は、図面上側を北の方角としており、図中、右上にございます愛知県を示した広域図における赤色の四角で囲まれた東浦町を拡大したものでございます。以降の計画図も、図面上側を北の方角としております。

画面中央下、オレンジ色の丸印は東浦町役場でございます。また、画面中央の南北方向に黒の点線で示しておりますのが JR 武豊線、中央付近に尾張森岡駅、その南に緒川駅が位置しております。また、図面上のほう、東西方向に黒の点線で示しておりますのが JR 東海道本線でございます。画面右側、赤色の実線及び点線で南北に示しておりますのが、今回都市計画変更を予定しております衣浦西部線及び大府半田線でございます。このうち、赤色の実線で示しておりますのが、今回都市計画変更を行います区間でございます。

次に、「図面番号2」の計画図を御覧ください。衣浦西部線及び大府半田線の変更箇所を

中心に、拡大表示しております。

図面の赤色の実線が今回都市計画を変更しようとする区域、黒色の実線が既存の都市計画の区域、黄色の実線が変更前の区域を示しております。また、緑色の実線は東浦町決定の都市計画を変更する区域でございます。

知多都市計画道路衣浦西部線は大府市と武豊町を結ぶ路線として、また、大府半田線は大府市と半田市を結ぶ路線として、それぞれ昭和 52 年に都市計画決定されました。その後、線形の変更などを経て、現在に至っております。

今回、この赤色で示す変更箇所は、緑色で示す養父森岡線の変更に伴い、交差方法などが変更になるものです。

今回、町決定で都市計画変更を行う養父森岡線は、現在、黄色の線で示すとおり 2 つの急カーブが連続する形になっており、西側から、大府半田線と平面交差、JR 武豊線と立体交差をし、衣浦西部線に接続する計画となっておりますが、緑色の線で示すように大府半田線及び JR 武豊線を立体交差とし、線形を直線とすることで、走行性の向上を図ります。加えて、養父森岡線と大府半田線の平面接続のため、町決定で塩田線を新規決定いたします。

この町決定の養父森岡線の変更と併せて、今回、県決定で都市計画変更しようとするのは、交差する衣浦西部線の交差点部の幅員を 23m から 26m、大府半田線の交差点部の幅員を 16 m から 18.5m とし、大府半田線の立体交差箇所数を 0 か所から 1 か所へ変更を行います。

以上が知多都市計画道路の変更に関する内容でございます。

なお、この案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、令和 7 年 4 月 11 日から 4 月 25 日までの間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、本議案は、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき東浦町に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上が第 1 号議案に関する説明でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 1 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第2号議案「西三河都市計画道路の変更について」、第3号議案「西三河都市計画都市高速鉄道の変更について」を上程いたします。

当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

引き続きまして、伊藤から説明させていただきます。

それでは、第2号議案「西三河都市計画道路の変更について」及び第3号議案「西三河都市計画都市高速鉄道の変更について」、引き続き説明させていただきます。

なお、2つの案件は、いずれも安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の換地処分に伴い地名を変更するものでございますので、併せて御説明させていただきます。

お手元のタブレットを御覧ください。

「01 第1号議案」のファイルを閉じていただき、「02 第2、3号議案」をタップしてお開きください。議案書は1ページから8ページ、議案概要説明書は9ページから11ページ、図面は12ページから13ページでございます。

それでは、都市計画道路に関する案件より順次説明させていただきます。

12ページ、右下「図面番号1」と記載してある総括図を御覧ください。

この総括図は、図面上側を北の方角としており、図中、左にございます愛知県を示した広域図における赤色の四角で囲まれた安城市を拡大し、名鉄西尾線（桜井駅）周辺を示したものでございます。

画面右上に黒色の点線で示しておりますのが東海道新幹線、画面左に青色で南北方向に示しておりますのが国道23号でございます。画面にて赤色の点線で示しておりますのが今回都市計画変更を予定しております安城蒲郡線、桜井和泉線、紫色の線で示しておりますのが名古屋鉄道西尾線（桜井駅）でございます。また、青色の点線で示しておりますのが土地区画整理事業の区域でございます。

次に、「図面番号2」の拡大図を御覧ください。

青色点線で囲まれた安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業を中心に拡大しています。

では、都市計画道路安城蒲郡線及び桜井和泉線の変更箇所について御説明させていただきます。

赤色の実線で示しておりますのが安城蒲郡線及び桜井和泉線でございます。青色の点線

で囲まれた土地区画整理事業区域内に赤色の矢印で示す安城蒲郡線の起点及び桜井和泉線の終点があり、この地名の表記を「桜井町伝佐」から「桜井町桜西三丁目」に変更するものでございます。

次に、都市高速鉄道名古屋鉄道西尾線（桜井駅）の変更についても、先ほどと同様に、土地区画整理事業区域内の地名の表記を変更いたします。

紫色の実線で示しております名古屋鉄道西尾線（桜井駅）の主な経過地を「桜井町新田」から「桜井町桜西一丁目」に変更いたします。また、嵩上げ式区間及び駅位置についても同様に地名の表記を変更します。

以上が、西三河都市計画道路及び都市計画都市高速鉄道に関します変更内容でございます。

これらの案件につきまして、都市計画法第 21 条第 2 項の規定による軽易な変更のため、案の縦覧などが不要となっております。

また、都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づき安城市に意見照会を行いましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 2 号、第 3 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 2 号、第 3 号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 4 号議案「名古屋三河道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置について」をお諮りいたします。

当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

都市計画課担当課長の朝田でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、第4号議案「名古屋三河道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置について」を御説明いたします。

お手元のタブレットを御覧ください。

「02 第2、3号議案」のファイルを閉じていただき、「03 第4号議案」のファイルをタップしてお開きください。議案書は1ページから2ページ、参考資料は3ページから8ページでございます。

本議案はモニターを中心に説明をさせていただきますので、タブレット内の資料に関しましては、必要に応じまして適宜御覧いただければと存じます。

モニターには、参考資料1「愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱」を表示しております。

この要綱は、第1条にございますとおり、環境への配慮が都市計画決定に当たっての重要な判断要素であることから、環境影響評価に関する事項を調査審議するために専門部会を設置することや、その運用に関する事項を定めたものでございます。

第2条では、「専門部会は、都市計画審議会が付託した都市計画に係る環境影響評価に関する事項を調査審議する。」となっております。

また、第3条では、「専門部会は、審議会の議決により設置する。」となっております。

名古屋三河道路は事業規模が大きく、環境影響評価を実施する事業であるため、本日は、この審議会におきまして、名古屋三河道路の都市計画決定に関する愛知県環境影響評価調査専門部会の設置について御審議をいただこうとするものでございます。

続きまして、参考資料2「名古屋三河道路の都市計画及び環境影響評価手続について」により、名古屋三河道路の概要につきまして御説明いたします。

モニターには、愛知県広域図を表示しております。

赤色の四角で囲まれた知多市から安城市までに至る区域の詳細図により、計画位置について御説明いたします。

画面上が北方向となっており、左側が知多市方面、右側が安城市方面となっております。画面中央上から画面右へ白黒の点線で表示しておりますのは、JR 東海道本線でございます。画面内にて水色で示しておりますのが、左側が名古屋港、中央が衣浦港、ピンク色で示している区域は市街地、紫色で示している区域は工業地域でございます。そして、画面内で南北方向に3本の緑色の実線で示しておりますのが、左から西知多道路、知多半島道路、名豊道路でございます。西知多道路と名豊道路とを結び、東西方向に青色の枠で示しておりますの

が、名古屋三河道路のルート帯でございます。黒色の枠で示しておりますのは、インターチェンジの検討位置でございます。

今後、この青いルート帯の範囲内で、延長約 20km、4 車線の自動車専用道路として計画をしてまいります。

なお、都市計画決定権者は愛知県となっております。

都市計画における位置づけにつきましては、知多都市計画区域マスタープラン及び西三河都市計画区域マスタープランにおいて、知多地域と西三河地域の連携を強化し、両地域の産業集積と生産性の向上を図るための広域的な東西軸を担う道路として定めております。

事業の目的といたしましては、知多地域と西三河地域を直接東西に結ぶことにより、地域間の物流網の発展と交流域の拡大、ひいては産業集積や生産性の向上を図るとともに、交通の円滑化、交通事故の減少、災害リスクの改善などに寄与することを目的としております。

続きまして、経緯でございますが、2022 年度から構想段階評価手続を実施し、2024 年 12 月に「ルート帯案」及び「インターチェンジ検討位置」を決定いたしました。あわせて、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書手続も実施し、2025 年 3 月に同配慮書を公表、5 月 29 日の国土交通大臣意見をもって手続を完了しました。

次に、都市計画決定と環境影響評価の流れについて御説明いたします。

環境影響評価法第 38 条の 6 第 1 項により、環境影響評価の対象事業が都市計画に定められる事業である場合には、都市計画決定権者が環境影響評価手続を都市計画の手続に併せて実施することが定められています。

都市計画決定と環境影響評価の流れは、画面中央、大きく赤枠で囲っておりますフロー図のとおりとなっております、都市計画決定権者である本県が、上段の都市計画手続と下段の環境影響評価手続を並行して進めてまいります。現在、下段左側の配慮書手続が完了し、赤い四角で点滅表示しております専門部会を設置するという段階であり、今回はこの設置について御審議いただくものです。

専門部会の設置がお認めいただけましたら、今後、これらの手続を進める過程におきまして適宜専門部会を開催し、方法書作成、準備書作成、評価書作成などに係る事項を調査審議していただき、最終的に、専門部会における環境影響評価に関する調査審議の結果を専門部会より本都市計画審議会に報告していただくということになります。

また、環境影響評価に関する事項と都市計画は密接に関係することから、専門部会におきましては、併せて基本方針案、都市計画案、意見書要旨などについても御確認いただきなが

ら、環境影響評価について調査審議していただくこととしております。

なお、今後の専門部会の開催予定ですが、準備が整い次第、第1回目の専門部会を開催したいと考えております。

説明は以上でございます。

名古屋三河道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置につきまして御審議をよろしくお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、専門部会の設置についてお諮りいたします。

都市計画決定に係る環境影響評価に関する事項を調査審議するため、愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱第3条の規定に基づき、専門部会を設置することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、当審議会に専門部会を設置することと決定いたしました。

次に、専門部会を組織する委員については、専門部会要綱第4条に基づき、審議会において会長が指名することとなっておりますので、タブレットの最初の画面にあります「04 別紙 名古屋三河道路専門部会委員名簿（案）」をタップしてお開きください。

この専門部会委員（案）に基づきまして、専門部会要綱第4条及び第5条の規定により、専門部会の委員及び部会長を指名させていただきます。

部会の委員といたしまして、名古屋工業大学教授 鈴木弘司委員、名古屋大学名誉教授 梶田悦子委員、椙山女学園大学准教授 川野紀江委員、名城大学教授 岡田恭明委員、愛知教育大学准教授 島田知彦委員、愛知県野鳥保護連絡協議会議長 高橋伸夫委員、名古屋大学大学院准教授 中村晋一郎委員、名古屋大学博物館准教授 西田佐知子委員、三重大学名誉教授 朴恵淑委員、名古屋大学大学院教授 道林克禎委員、以上10名の委員の方々を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、部会長には、鈴木弘司委員を指名いたします。

委員の先生方には、大変お忙しいところ恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

本日の審議は以上でございますが、事務局から委員の皆様に1点御報告したいとの申出

がありました。

報告事項は、「浜松湖西豊橋道路の手續状況について」でございます。

委員の皆様には、いましてばらく御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

【説明者：都市計画課】

報告事項「浜松湖西豊橋道路の手續状況について」御報告いたします。

着座にて失礼いたします。

お手元のタブレットで、「05 報告事項」のファイルをタップしてお開きください。モニターにも同じものを映しておりますので、タブレットにつきましては、必要に応じて適宜御覧いただければと存じます。

初めに、路線の概要について御説明いたします。

右肩の番号「1」のページを御覧ください。

浜松湖西豊橋道路は、東名高速道路の三ヶ日ジャンクションと三河港区域を結び、東名高速道路、新東名高速道路、三遠南信自動車道及び名豊道路などと併せて広域道路ネットワークを形成する路線でございます。

本路線は、豊橋市、湖西市、浜松市にまたがることから、都市計画決定権者が愛知県、静岡県、浜松市に分かれており、本県におきましては、豊橋市内の延長約 13km について都市計画手続を実施しております。

また、環境影響評価が必要な都市計画であることから、令和4年9月に環境影響評価調査専門部会を設置し、調査審議をさせていただいているところでございます。

右肩の番号「2」のページを御覧ください。

これまでも都市計画審議会において手續の進捗状況などを御報告させていただいているところでございます。今回は令和6年7月に御報告させていただいておりますので、それ以降の状況につきまして御説明させていただきます。

令和6年7月19日より1か月間、都市計画に定めようとする目的や構造、ルートなどの概略の案を記載した基本方針（案）及び環境影響評価をどのような手法で調査・予測・評価するかという環境影響評価方法書を縦覧に供するとともに、8月4日には豊橋市で説明会を開催いたしました。そして、本年3月に第3回専門部会を開催し、縦覧や説明会でいただいた御意見などを踏まえまして、都市計画の案を作成するための基本方針及び環境影響評価の方法を決定させていただいたところです。

今後の手続の流れについてですが、現在、都市計画手続の流れといたしまして、都市計画の案の作成を、また、環境影響評価の手続の流れといたしまして、調査・予測・評価・環境保全の検討と準備書の作成を進めているところでございます。

浜松湖西豊橋道路の手続状況についての報告は以上となります。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの報告につきまして、御質問がございましたらお願いいたします。

御質問ないようですので、事務局からの報告事項につきましてはこれで終わらせていただきます。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたりまして御審議いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

最後に、傍聴された方へのお願いです。

紙資料についてはお持ち帰りいただいて構いませんが、名札は机の上に置いて御退席ください。

それでは、以上をもちまして令和7年度第1回愛知県都市計画審議会を終了いたします。

長時間にわたり御審議いただきましたこと、事務局からも厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

(閉会 午前10時33分)